

東京農業大学校友会石川県支部（石川ときわまつ会）会則

第1条 石川県支部は『石川ときわまつ会』という。

第2条 本会の会員は正会員と特別会員とする。

2. 会員とは校友会々則（本部会則）第2章第6条1項に準ずるものとする。

3. 特別会員とは会長が推薦し、総会で承認したものとする。

第3条 本会は次の事業を行うことを目的とする。

① 会員の集会に関すること。

② 会員の情報収集に関すること。

③ 在学生石川県人会との交流に関すること。

④ 卒業生のための就職斡旋に関すること。

⑤ 母校PRのための催しものに関すること。

⑥ その他この会の目的を達成するために必要なこと。

第4条 会員の集会は通常総会と役員会に分け、通常総会は原則として年度開始後4か月以内に、役員会は必要に応じて開催する。

第5条 本会に次の役員を置き、任期を3年とする。但し再任は妨げない。

会 長 1名（支部長兼本部代議員）

副会長 若干名（うち本部代議員2名）

監 事 2名

2. 会長、副会長、監事は総会において選出する。

3. 役員に欠員が生じた場合は通常総会において補充選任することとし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

但し、必要に応じ、役員会において補充役員を補選することができることとする。

4. 役員の選出にあたっては、地域、職域等を十分配慮しなければならない。

5. 本部に対する支部幹事長は、事務局長がなり、事務局長は会長が任命する。

第6条 会長は本会を総理し、会議を招集して議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。

3. 会長・副会長・監事が役員会を構成し、本会の運営および業務を執行する。

4. 監事は会計を監査する。

第7条 本会には名誉会長、顧問を置くことができる。名誉会長、顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

第8条 本会には事務を処理する事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および局員を置き、局員は会員の中から会長が委嘱する。

3. 事務局長は事務を掌理する。

第9条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

第10条 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第11条 この会の事務連絡先は、会長が決定する。

第12条 会員の住所及び勤務先等に移動がある時は、早目に事務局あて連絡する。

第13条 本会の会費は別途に定める。

附 則 この会則の改廃は総会の承認を得るものとする。

昭和34年 8月 3日施行、昭和39年 8月 8日改正

昭和51年 8月 7日改正、昭和59年 8月 4日改正

平成 9年 8月23日改正、平成12年 9月29日改正

平成27年10月31日改正